### 經濟論叢

### 第九十二卷 第五號

一八九○年代ロシア資本 主義論争の特徴と背景······田	中	真	啨	1
ロック経験哲学の構造 (二)平	井	俊	彦	21
日本における金本位制の成立(2)小	野	<u> </u>	悤	38
明治三十二年所得税法と 滅価償却会計(そのニ)高	寺	貞	男	58

昭和三十八年十一月

京都大學經濟學會

# 日本における金本位制の成立(三)

小野一一郎

四、銀本位維持論の背景(以上本号)二、貨幣制度調査会の帰結二、災谷プランの内容(以上九二谷三号)一、貨幣制度調査会の帰結

## 三、貨幣制度調査会の帰結

五七頁)とのべ、 調査会の多数が現行の幣制を改革し金木位採用を決議したようにのべている。 しかし衆知のよう に、この表現は事態を正確に示すものではなかった。以下この点について、簡単にふれておこう。 蔵相)は 「貨幣制度調査会ノ泉議ハ目下ノ幣制ラ改正シ金本位ヲ採用スペシト云フニ帰籍シマシタ」(集成十一巻四 八九〇年(明治三〇)三月、衆議院における新貨幣法(金本位法)の提出理由の説明に際して、松方正義(首和兼

った。〇 近時金銀価格変動の原因及び其の一般の結果、〇 近時金銀価格変動の我邦経済上に及ぼす影響、〇 貨幣制度調査会が調査審議すべき課題として与えられたものは調査会規則第一条にかかげられたつぎの三項であ

べき貨幣本位並に其の施行方法である。 近時金銀価格の変動は我邦現行貨幣制度を改正すべき必要あるや否や、 (築成十一巻四四二頁) 若し其の必要ありとするときは新に採

であり、不利とするもの(乙結論)は阪谷、添田の二名(いずれも金本位論者)であった。 特別委員会の意見は二つに分れ、有利であるとするもの 別委員会を開き、十八ケ月にして、一八九六年(明治二八)三月二七日、その調査報告が提出された。第一、第二項 郎 の調査事項の事実認定については全会一致であったが、これにもとづいた結論、つまり銀価下落の利害については .卯吉の五名を選定して調査させることにした。特別委員は関田孝吉を委員長とし、十一月四日より三十七回の特 調査会は一八九三年(明治二六)十月二五日第一回総会を開き、右の第一、第二の二項につき、特別委員に阪谷芳 (当時大殿省主計官)、 添田 寿一 (大殿智参事官)、 金井延(法科大学教授、法学博士)、関山孝吉(横浜正金銀行頭 (甲結論) は、金井、園田、田口の三名(いずれる複本位論者

- 貨ノ増加トナリ物価ノ騰貴トナリ、遂ニ輸入ノ鑑過ニ至ルハ事物ノ贏序ニ於テ免レ雖キ所ニシテ、 外国貿易渋滞ノ如キハ其損害ノ最モ大ナルモノナリ、而シテ金與価格ノ変動コリ米ル所ノ輸出 リ或ハ幣害ヲ ヲ明認ス。[ 金貨田トニ及ホセル刺害ヲ相対照スルニ当リ、本邦ノ利ハ大ニ金貨四ノ利ニ勝リ、本邦ノ害ハ遙ニ金貨国ノ害ニ及ハサルコ 最七怖ルヘキモ 騰貴八純体的 能ハス。」としたのである。〈集成第十二巻一十二頁。なお三八四、三八八頁参照 とのべ、一方乙結論は「近時金銀価格変動ノ本邦ニ及ホンタル直接間接ノ影響へ、或へ利益トナリ - 臓スモノアリト輩、一時幾分カ輸出ヲ増進シ商工業ヲ振起セルハ其利益中ノ主タルモノニシテ、労働者ノ困難及 「近時金銀比師変題ノ我経済社会ニ及ホス影響ハ金体ニ於テ頗ル喜フヘキモノアリ、 ニ国家ノ慶寺ト云フヘカラス、況ヤ本位貨幣ノ一時ニ紫蓄スルカ如キハ、経済社会ラ紊乱スルコト極メテ大ニシテ、 ノナルニ於テオヤ、唯級値ノ向後際烈ナク下落スルカ如キハ其絶無ナルヲ信シ、且愈銀比個ノ変動 ノ増進へ、 永久全般 然レトモ 銀ノ輸入ヲ促カシ通 ラ利益 銀価ノ下落物 姒 ムル
- 三月三〇日の第二回総会では第三項をも特別委員に付託し、 その報告をまって、 第 一第二とあわせて討議するこ

第九十二巻

三九九

第五号

日本における金本位間の成立(Ⅱ)

これを月下の改正必要の有無と解釈して採決したところ、 これによると、委員の所見はそれぞれ異なるものがあったが、わが国の貨幣制度を改正する必要の有無については、 た。との委員会は同じく園田孝吉を委員長とし、四回の会合を開き、五月十五日をもってその報告が提出され しという点で一致した。 また特別委員に前記五名の他に渡辺洪蓀(貴族院議員)、 阪谷一人を除いて他の六名はすべて月下の改正の必要な 益田孝 (三井物産専務程事) の二名が加えられ

みならず、将来改正の必要の有無をも包括するものとして採決されることとなり、その結果、改正の必要ありとす 久金般ノ利益ト認ムルコト能ハス」(同上二頁、三八八頁)とするもの五名で、甲結論が多数をもって可決された。つ 邦ノ雲ハ遙ニ金貨国ノ害ニ及ハサルコトヲ明認ス」(集成十二卷一頁、三八四頁) とするさきの特別委員会の甲結論を 比伽変動ノ我経済社会ニ及ホス影響ハ、企体ニ於テ頗ル喜フヘキモノアリ…本邦ノ利ハ大ニ会貨国ノ利ニ勝リ、本 ところ、第一項第二項の調売事実については全員一致で之を可決したが、銀価下落の利害については、 で改正を必要とするものの中において、 るもの八名 づいて第三項の現行貨幣制度改正の必要の有無については、さきの特別委員会の採決の場合と異って、目下改正の 可とするもの十名、 議した。六月十二日の第六総会において、渡辺洪基の勁議にもとづく討論終結が可決され、つづいて採決を行った 右の報告をうけて、五月二二日第三総会が開かれ、以後第六回総会まで上記全三項についての特別委員報告を審 複本位を可とするもの二名であった。同七月三日の第七総会は以上の結果をとりまとめた調査報告を可決し、 なしとするもの七名で、現行幣制を改正の必要ありとする前者が僅かに一名の差で可決された。つい 乙結論、すなわち金銀価格の変動は一時的に輸出増進、商工業の振興に寄与したがこれを「永 新に採用すべき貨幣本位について採決したところ金本位を可とするもの六 「近時金銀

同日その報告 右の調査報告の成立過程をみてもわかるように、 (貨幣制度調査会報告・同附録)を松方蔵相(明治二八年三月渡辺国武に代る)に提出した。 調査会の結論は決して調査会の大勢を代表するものではなかっ (同上一十七頁)

たのである。

時改正を主張するものは、意見を提出した十七名の委員中阪谷と三菱を代表する荘田平五郎の二名にすぎず、しか 要有無と解して採決が行われたのである。貨幣制度調査会報告記載の各委員の意見についてみるに、貨幣制度の即 四四〇頁)ることが調査会規則に照して妥当であり、それ故、さきの特別委員会においては、 をはらむものといわざるをえない。調査委員の一人であった原敬(当時外務省通商局長)が指摘したように、 の採決がさきの特別委員会の採決方法にしたがったならば、恐らく別個の結論に導かれたであろう。 に付託された第三項は「必スシモ将来ノ貨幣制度ヲ今日ニ於テ決定スルヲ娶セス。『近時金銀価格ノ変勁』 ナシ、此変動ハ杲シテ現行制度フ改正スル必要ヲ生シタルヤ否ヤヲ審査スルフ以テ足レルモノト解釈ス」 第一に最終的な決定の行われた第六総会における現行貨幣制度改正の必要についての採決の方法は、大きな疑問 「田は複本位を主張したのであって、金本位即行論にいたっては阪谷一人にすぎなかった。したがって第六総会 これを目下の改正の必 (同上 ヲ主服 調査会

- 経過に就て其の見込に就て様々の意見があり得るからである。それを一括して『将来』改正の必要ありと云う側に包含するの 一秒からぬ無壁があると云わねばならない。」(河合柴治郎、前掲書二二一頁) 正の必要ありや否やと云う識題は分明を使いてゐる。『将来』の意味する時間の分景も不明であり、改正するとしても其の | 河合栄治郎もこの点をつぎのようにのべている。「『目下』改正の必要ありや否やと云う鬣論の内容は分明であるが、『将来』
- (3)盟の成立を誘導することをすすめるものであったが、**煎ちに現行幣制の改正を主張したわけではない**。 『わが国の金本位制確立をめぐる論争』(バンキング一八二号、一九六三·五) 川口は積極的な複本位主張者であり、彼の理想とする複本位側の実現のため、 においては即 時改正論者に わが国が率先、 (集成十二卷四二五頁) 口卯吉

本に ける金本位制の成立(Ⅱ)

第五号

四

れらが、 改止の要なしとした七名についてみても、 合の『将来』の意味をきわめて『近い将来』の意味に限定して解釈したかいずれかによるものと思われる。 幣制度について態度を決しなかった堀山正義(子္、貴族陰議員)をのぞけば、 に一名の差で成立したのであり、 第二にさきの調査会第六総会の議決にも助らかなように、採決方法の変更によってさえ、改正の必要は、わずか 採決方法の変更にもかかわらず、 『目下の』必要の有無と解する立場を固持したか、あるいは『将来』を含めての改正必要の有無という場 しかも賛成八名のうち二名は複本位論者であった。さらに、さきの聡決におい かれらは、決して将来水久に現行幣制の維持を主張したのではなく、 いぜん改正の要なしとした理由は、 恐らく彼等が現行幣制改正の必要の 他はすべて複本位論者であった。 7

複本位論者八名、態度保留一名となり、議決参加者に関するかぎり複本位論者の方が優勢でさえあった。 たがって、第六総会の議決に参加した十五名の内訳は目標とする貨幣制度に則して分類すれば、 金本位論者六

起レ うにのべている。 これは態度保留の帰田正義をこの段階において金貨論者の中に挿入されたのであろうか。調査会報告帰田正養意見はつぎのよ 園田孝吉意見をみれば、園田は複本位論者であり、あくまで銀本位制を主張するものでなく、「其ノ時期ニ達スルマテハ現今 本位論書とされ、まに調査会の前記十五名を金本位論者七名、複本位論者七名、銀本位論者一名とされているが、 、幣側ヲ維持』(集成十二巻四三七頁)することを主張するものであったことがわかる。なお金本位論者七名とされているが、 現制ヲ改正スヘシト決シタル後ニ論スヘキ問題ナリ。 之の改正ノ必要ヲ認 **『日本における金本位制度の成立』(文化史研究第二集)はこのりち園田孝吉をあくまで銀本位制を主張する銀** 『将米採用スへキ幣個=関シテハ、或ハ金貨本位銀貨本位着クハ複本位等各政党スへキ利害アルヘシト雖、 ムルニ及デ更ニ其方法ヲ明言スルモ政テ晩キニアラサ 而シテ本員ハ我邦現行貨幣制度ヲ改正スヘキ必要ナシト確信スル ルナリーと。 (集成十二巻四二九頁

のちに意見書を提出した原敬、若宮正音(農商務省而工局長)についてみても、 もとより以上のことは、復本位論者が調査会において圧倒的多数を占めたということではない。 両者はともに現行貨幣制度の維持を 議決の際欠席し、

もの = 金本位論者であったといえるからである。 巻五三七度)、したがって意見の表明なき者を除外するとすれば、 また議決には参加していないが、調査会副会長田児稲次郎(大蔵次官)も、金本位論者であった。 主張する点で一致していたが、前者は復本位論者であり、後者は将来における金貨本位を肯定するものであった。 調査会構成メンバーの約半数は金本位を予想する (北雷田尻先生伝上

極的にかの区別こそあれ、これを肯定する意見がすでにのべたように圧倒的多数であり、またその場合現状維持の 積極的肯定論者の方が多数を削していたことも事実であった。 報告の表面上の議決にかかわりなく、調査会の大勢は現行幣制すなわち当時の銀本位制の継続を、積極的に しかし、いずれにしても、当時においては、金貨論者=金本位論者が多数を制したわけではなく、また、調査会

本位採用)は、銀価の下落がわが回経済に不利な影響を与えたという理由からみちびかれたものではなかったという 以上のことに関連して、同じことであるが、つぎのことも指摘されねばなるまい。 すなわち、 調査会の

調査会の審議事項として与えられた三項目は本来論理的な必然的関連をもつべきものであった。

第三項の結論は

調査会報告の議決は上記のように、第一、二項の事実認定からの結論における多数意見つまり近時銀価下落がわが 第一項第二項の事実認定と結論を基礎とし、その論理的帰結として与えられるべき性質のものであった。 五)と矛盾した結論を与えたのである。 国経済に好影響を与えたとする甲結論(これを可とするものは、さきの原敵、若宮正音を入れると十二名となる。 とのことによって報告は一貫性を欠き「実は相当曖昧なもの」 (石橋進山 叩ち十二枚 しかるに、

日本金融史、改造社現代金融経済全集第十二巻、一〇九頁)とさえ。評価される運命を荷らのであるが、 との採決方法の変

第五号

おける金本位制の成立

三二四 第五号 四四

第九十二卷

理由についてはのちにふれよう。 更によって生じた矛盾、 つまり何故とのような変更=その結果生ずべき矛盾を冒してまで金本位制を議決したかの

### 四、銀本位維持論の背景

当時までの銀価下落がわが国経済に好影響を与えたこと、また現行幣制の即時改正の必要を認めないということに 以上にのべた貨幣制度調査会の経過によっても明らかなように、 調査会の大勢はその帰結と一応 かかわりなく、

久全般ノ利益ト認ムルコト能ハス」としたのであるが、乙結論といえども、銀価下落の間接一時の結果としての利 銀価下落の利害について、さきの第六総会の議決における五名の金本位論者の賛意をえた乙結論は、 これを 二水

益は之を認めないわけにはいかなかった。

かたむいていたことがわかる。

(1)此 起 加フルニ定額納税者ノ負担ヲ軽減シタルカ為メ、農業者ノ収益ヲ増加シテ農業ノ好況ヲ呈シタルコトモ亦認メサルヲ得ス。又 2 ノ如キ商工業ノ振起、 「本邦輸出貿易へ金貨限トノ競争上、就中東洋市場=於テ非常ノ便益ヲ得。随テ輸出ヲ増進シ、尚之ニ関係アル商工業ヲ振 労働者ノ需要ヲ増加シタルハ争コヘカラサルノ事実ナリ。殊ニ欧洲ニ於ケル日本米ノ販路ヲ拡張シ、且其価格ソ勝貴シ、 農業ノ好況へ各種ノ消費税其ノ他国庫ノ収入ヲ増加ヲ来セリ。

夕 月二 ルト飼殺ナルカ放ニ、多少輸入ヲ抑制スルノ結果ヲ生シ、且従来海外ニ仰キタル日用品等ニシテ内国ニ於テ製造スルモノ日 金貨閥物師ノ下落へ銀価下落ノ程度ニ及ハサルヲ以テ、本邦ニ於ケル金貨国ヨリノ輸入品 |増加シタルヲ以テ、之ト相俟チテ輸入ノ増加ヲ制止シタルモノ蓋シ少ナカラス。] (集成十二巻三八七頁) 八銀価 フ下落ニ随ヒ価格 ノ脳貴シ

したがって乙結論におけるさきの銀価下落の利害に関する否定的結論も、 銀価下落の影響についての将来を含む

判断にもとづくものであり、近時金銀比価変動の現時点における評価については程度の差こそあれ、 £ }⁻I 結論と全く

相容れない評価を下したわけではなかったのである。

受クルヨリモ寧ロ其利ヲ事ケリ」とのヾ(回上四〇九頁)、また第六総会の議決には参加しなかったが、 易ニ増進ヲ来シ、 論者若宮正育も | 疑ヲ容レサル」(集成十二巻二九五頁)ことを認め、同じく栗原亮一も「金銀比価変動ノ為メニ、 とのことは彼等の個人的意見に徴しても明らかである。たとえば添田寿一は「銀価下落ノ結果トンテ目下輸出貿 「近来金銀比価ノ変動ハ金貨国ヨリノ輪出ヲ渋滞シ、 商工業ヲ振起セシメ、 労働者ノ需要ヲ増加スル等一 亭 銀貨国ヨリ ニモ セヨ幾分カ有益ナル収穫ヲ得ツツアル ノ輸出ヲ増進セシ 我邦ハ現在其害ヲ ノメタ jν 同じく金貨 ノ事実へ

既ニ判然セリ」 (同上四四○頁)とのべている。

事態に根ざすものであり、 「れゆえ、 銀価下落を利益とする評価は少くとも当時においては、 単に複本位論からの論理的帰結としてのみ与えられたものではなかったのである。 いづれも月下の改正の要なしとしていることも、 金貨論者もこれを容認せざるをえない客観的

と共に、 なお、 当時 における銀価下落の利益が弊害を上廻るものであったことによるものであろう。

金準備

0) 不足

乙結論に賛意を表した金貨論者が阪谷を除いて、

理的な一貫性を保持し、 だから、 との段階においては、さきの調査会の最終的議決において改正の要なしとした少数派の方が、 同時に目下の利害と目下の改正の要不要に関しては、 調査会の事実上の多数を代表するも むしろ論

のでさえあったのである。

彼等の見解は一 般的には先記調査会の甲結論に展開されているが、ことでは二三の主要な見解についてみよう。 以

(2)0 値下落から生ずる利益は(1)輸出増進、 輸入の抑制、 (2)物価の 漸騰 (3)債務者定額納税者の負担軽減、

В

水に

おける金本位制の成立

Î

第五号 四五

增加、 相場の動揺よりする対金貨国取引の渋滞、金貨国からの資本投下の減少等が数えられるが、それらの中には利益によって相数 上の結果生ずる①商工業の発展、 給料及び労銀取得者の困難、 或いは結果として利益を与えるものもあり、全体としてみれば利益に及ぶものではない。(同上三八三十三八四頁) 農業の好況、⑤労働者需要の増加、 債権者の不利、投機的企業の勃與、 (6)祖税その他収入の増加で 対金貨国輸入品の騰貴、 奢侈の幣害、 ある。 幣害としては、 銀の濫入、為替

るものとはならないであろう。 わが国産業のうけた利益はその弊害をはるかにこえるものであり、またわが国の対命貨国債務は僅少であるからこ れ、従来金貨国より輸入した商品を国内において製造するに至ったもの甚だ多く、 割以上の増加を示し、一方対金貨国輸入額はわずかにその間七割余の増加を示したにすぎない。その理由は金貨園 らはわが国が銀本位国であったために受けた利益であり、 する傾向をもち、明治十一年(一八七八)と明治二六年(一八九三)とを比較すると、対金貨国輸出額はその間二十六 輸出する物品はその価格低落し、金貨国よりの輸入価格が騰毀したためである。その結果、工業の発達は促進さ を償却することは困難ではなく、 当時実業界の指導者を代表した調査委員の一人渋沢栄一によれば、金銀比価変動はわが国の対金貨国輸出を保護 終ニ学術応用 摺附木等ノ製造ノ如キ其著大ナルモノニシテ、此他数年来ニ勃與シタル各種ノ生産事業へ殆ト枚挙ニ遵アラ ノ区域ヲ仲張シ、 (同上、四三一頁) たとえ軍艦、 労働者ノ需要モ亦頻リニ増加シ国家ノ富源著々トシテ進歩スルヲ見ル。」これ 兵器、 船舶、 その間これにともなら弊害もなかったわけではない 機械等の購入代金が署しく増加しても、 「綿糸紡績、 絹織物、 利益を超え

位を採用すれば、 に先んじて清国の商権を掌握しようとすれば、彼我の貨幣を統一することが必要である。 孝吉によれば、 治国市場はイギリスがまさに鋳造せんとする英国弗銀(一八九五年一月韓並布告)によって専領さ 日本は将来清韓両国に対する通商の開発に最も努力したければならないが、 しかるに いま日本が金本 日本をして他

ととになる。 ことは今日印度の実験に徴しても明らかである。たとえば本邦輸出品の大宗たる生糸のごときも、 ならざるをえない。また世界市場において銀貨国と競争する場合、 団で依然として銀貨が通用すれば、 ħ, 大容ヲ招キテ更ニ国家民生ニ裨益スル所ナキヤ明カ」なるものである。 日本に帰すべき商権も他国に壟断されるおそれがある。またわが国が金本位を採用しても、 イタリアとの競争上現在のような優位を保ちえないばかりか、 したがって幣制改革は、近時大いに増進せんとするわが海外貿易の進路を阻碍するものであり、 金銀比価の変動をまぬがれないばかりでなく、 わが国は非常に不利な立場に立たざるをえな 清国との競争上大いに不利な地位に立つ (同上、四三五—四三六页 わが国の対銀貨国輸 清国その他の銀貨 もし金本位を採 は不 「徒

の騰貴 生産の増進をはかるためには若干の関税保護を必要とするが、 なお幼弱であるから豊富なる外資が入ってくれば、 入品は、 この期に乗じて農工商業の増進をはかることが利益である。 12 福利徳沢へ殆ト外人ノ吸収スルニ任セサルヘカラサルノミナラス、我農工商業ノ独立進取的発達ハ之カ為メニ抑圧 わが国幣制を金木位とすることの妥当性を容認しつつも、今俄かに之を改めることは策をえたるものでない また若宮正音は貨幣は単一にして変励なきを可とし、 理由 は意外に微少であって、 三至ル」 多くは丁業製品であ をつぎのようにのべている。 おそれが んある。 b, 内国生産は増進しまた外国品との競争に堪える趨勢にある。 第二に銀価の下落が対金貨国輸出を増加せしめた事実は明白であるが、 H 本の最も発展を必要とするものもまた製造工業である。 第一に金貨本位とすれば、 わが国産業はその実権の多くを彼の手に奪われ、 また社会の進歩にともない、 およそ後進国が先進国と通商して利益を保有 銀価下落は自らこの保護政策となり、 欧米資本が我国に侵入し、一 国際貿易の便宜上から、 ことに金貨国からの l 力わが たがって銀価下落は 国の商 加らるに物価 「我邦天然 わが 工業は とし、 将来 国は か . ح

日本に

おける金本位制の成立

第九十二卷

三二八

딦 時欧米諸国はその製造品の東洋諸国への輸出に勉め、 好影響をもたらすものとして、 Įπ のは製造 の貿易は対金貨国が七割を占め、 の販路 品であり、 を拡張し、 とれらの競争に対処するには、現行貨幣制度を利用することが最も必要である。 しかもその販路を拡張しらるところは欧米金貨国よりもむしろ東洋銀貨国にある。 しばらく現況を保持し、一大躍進を助長することが必要である。 東洋銀貨国とは三割にすぎないが、 市場における競争は劇甚である。 わが国において将来大いに発達増進すべきも だからとの際、 第三に (同上四四〇一 しかるに近 わが国製造

く促進されたこと、 これらの見解はいずれも、 つまり銀価下落→輸出超加に経済発展の最大の要因=起動力を求めるものであった 銀価の下落による、 輸出増加と他方輸入抑制によって、 国内産業の発展がい

そのものに立脚・ 合、その幼弱さの故に、 それは明らかに明治二〇年代における紡績業の発展に典型化される産業資本の與隆=工業化の進展=産業構造の それらの貿易面への反映=貿易構造の変化の開始という事態を注視し 着目するものであったといえるだろう。 銀価下落を国際競争の主要戦略要素とせざるをえない、 (第一一四表参照)、 わが国資本主義の脆弱性=後進性 同時に、 その場

であったが、 支持した金本位論者 このような複本位論者および一部金本位論者によって提起された発展の銀価下落起動説に対し、 発展の起動力については、 (阪谷をのぞいてすべて目下の改正に反対)は、 これをつぎのようにのべてい さきにのべたように銀価下落の効果を認めるもの . る。 さきの 乙結論 雹

明治十九年以降ニ於ケル 学術応用ノ普及トニ因ルモノニシテ、 本邦 / ) 経済ノ進歩ハ実ニ鷺クへ 此等ノ原因ヲ除キ去ルトキハ、 丰 -E ) アリト酢 -モ 1 足レ 多クク 単二金銀価格変動ニノミ因 幣制 金融

逛

		1884 (明17)				1887 (明20)				1892 (明25)			
		社	数	資本	.金	社	数	資	本 🕏	<u> </u>	—— 社	数	資本
alli Uni	- 業	6	1	1,2	₽Æ 34		144	. ,	千円 2 <b>,</b> 924	,	3	361	4,4
工	**:	379		5,0	48	1,361		20,010			2,746		69,0
商	桨	654		8,9	87	374		19,239			1,0	180	30,5
水陸	軍輸業	20	4	6,8	91		159	25	,681		3	319	94,7
銀	行	1,094		78,7	88	1,	095	. 79	9,327		1,1	137	90,5
合	計	2,39	2	100,9	50	3,	133	14	7,183	Ì	5,6	644	289,3

(注) 帝国統計年鑑(第10,第13)による。

### 第2表 48 屉 I 業 0

年 次	工場数	敞工数	使用馬力数 (蒸気力)		生糸	産指数( <sup>]</sup> 綿 糸	894=100 織物	造 船
1885	661	千人 10	1,442	36	.5	5.4	16.5	39.5
1888	1,694	123	10,213	53	.6	10.9	42.5	69.7
1889	2,259	220	15,339	62	.3	22.9	55.4	58.7
1890	2,284	347	20,338	66	.3	35.9	46.3	156.1
1891	2,480	322	22,693	84	.5	49.6	64.9	118.7
1892	2,767	294	22,122	84	.3	70.1	68.6	88,8
1893	3,019	381	27,181	94	.2	73.1	82.1	88.5

(注)日本統計研究所編,日本経済統計集による。生産指数は日本経済 統計総観による。

三九 をあげ、 の要因 增 あっては、 ノ低減、 然力ノ利用、

リテ ろうとのべている。つまり彼等に 物価騰貴は一層著しくなったであ 非常ニ強大トナリ」(同上) 品ノ輸入等生産力及貨物ノ供給 た要因として、 と同じ速度をもって進行しなかっ わが国物価の騰貴傾向が銀価下落 ス。」(集成十二巻三八七頁 金貨国輸出増加そのものが、 加シ物価ヲ低下セシムル 更に彼等は銀価下落にともなう 生 シタル これらの要因がなければ 競争区域ノ拡張、 銀価下落にともなら対 結果 交通ノ便益及運搬費 「学術ノ応用及天 寧口 小 外国物 ノ作用 しこと ッ・ 上記 IJ ヲ

第九十二卷

第五号 땓 ħ.

第3表 紡績(織)業の発展と綿貿易の変化

年次	綿糸生 産 高	輸入高	輸出高	綿 布 生 産 額	輸入額	輸出額	棉花輪入高
1885	手順 16	平M 71		刊 5,345	7-19 2,884	178	千坦 44
1886	16	82	_	7,348	2,317	231	46
1887	23	111		11,522	3,380	171	56
1888	32	158		12,227	4,692	154	119
1889	67	143	_	19,758	4,668	147	232
1890	105	106	31	13,098	4,129	174	261
1891	145	58	108	16,345	3,418	243	501
1892	205	81	109	18,403	4,668	544	786
1893	215	65	1,053	21,692	5,679	1,110	938

(注) 内外棉築年鑑による。但し松川南編,近代日本貿易史第1巻, 183--184頁による。

第4表 貿易構造の変化(%)

			213 7 21	5490	17月~久日(	٠,			
	輸	出	輸	入	t-b 1701	輸	田	垧	入
和 別 1886 1	1893	1886	1893	地 域 別	1886	1893	1886	1893	
		20.5			アジア	21.8	30.1	33.9	42,4
食料品	31,1	20.5	21.1 23.2	(中国)	(20.0)	(26.5)	(22.5)	(29.4)	
原料品	11.8	10.4	5.2	21.5	(インド)	(1.4)	(2.8)	(11.3)	(10.1)
					ヨーロッパ	31.5	32.2	54.9	46.8
原料用 級 品	43.9	40.8	30.4	19.7	(イギリス)	(8.7)	(5.7)	i (40.2)	(32.4)
					北アメリカ	41.6	33.3	10.6	7.1
全 製品	9.9	24.5	41.2	33.1	(アメリカ)	(41.6)	(31.4)	(10.6)	(7.1)
その他	3.3	3.8	2.1	2.5	大 平 洲	1.9	2.6	0.3	0.4
C -2 JE	3,0			2.0	その他	3.2	1.8	0.2	3.3
## <b> </b> *	100	100	100	100	ři:	100	100	100	100

(注)類別比率は日本経済統計総領による。地域別は日本貿易精覧 による。

はじめて生じたものと考えられたわけである。

基盤の充実の対金貨国依存関係の圧倒的重要性を注視し、それ故に対金貨国為替相場の安定を可及的に維持すると 下での対金貨国軍需品購入支出の増大がもたらす財政への圧迫と、第二に、発展の物的基礎である先進金貨国から と=輸入重視を必要とした日本資本主義の現実に着目・立脚するものであった。 の生産手段輸入価格の騰貴によって、その実行=輸入が阻止される傾向があること、つまり、 金貨論者におけるとのような発展の起動力としての非貨幣的要因の重視は、明らかに、第一に、 軍事力の増強と生産 銀価下落傾向の

から生産(供給)を、後者は生産(供給) ける対金貨国関係の安定を求めるという――をそれぞれ排他的に強調したものといえるであろう。 性=後進性の故に戦略的要素としての銀価下落を重視し、一は同じ原因の故に軍事力の確保と生産基盤の充足にお 後進性にその現実的基礎をもつものであり、 それゆえ、 阿者は経済発展の起動力に対する基本的認識の差異にもかかわらず、 要因から需要をみた。 むしろそれ目体の矛盾から生ずる二つの側面 いずれも日本資本主義の脆弱性、 ――一はもってその劣弱 前者は需要要因

資本なかんづく紡績資本の要求・主張を反映したものとのみいいきることはできない。 支持をえたのであるが、それをもって、ただちにこれらの見解が後進資本主義国たる日本のこの段階における産業 。たがって、前者の見解は貨幣制度調査会の多数を代表すると共に、この段階において実業界, 言論界の多数

(3) このような見解を示すものとして加藤俊彦前掲論文

のどとき元老がのちにいたるまで金本位の実施に反対であったこと(公爵松方正義伝坤卷七一八―九頁、藤田(伝三郎)翁 そのことはそれが原、 若宮の意見に代表されるように政府官僚の支持をえていたのみでなく、 伊藤博文、 井上馨

日本における金本位制の成立(Ⅱ)

路を拡張することを得策としている。 界の大勢に通ぜざるものであり、 宮正音についてはすでにのべたが、たとえば、大限重信も「銀価下落の大勢」=「銀貨の衰勢」を挽回することは世 できるだろう。 音行録九七一九八頁、添田寿二「金本位確立の回顧」、東京朝日新聞社、その頃を語る所収、 いては与えられた有利な条件を利用し、金本位への準備としてあくまで銀貨を吸収し、束洋ことに清国に向って 同時に前者の見解はすでにのべたように単に複本位論者によってのみ支持されたものではない。若 わが国も早晩金本位とならざるべからざることをすでに予想しつつも、 (前掲「貨幣制度ニ付諮問案ニ対スル答弁書」所収「大隈伯ノ銀貨論」) 同雪一四〇頁参照) によっても了解 現実にお 販

惧は、財政当局者にもっとも敏感に感知されつつあったにせよ、現実的な危機要因として一般に感知される程に成 明された銀価下落への危惧―批判の中には財政=軍事力への危惧と同時に為替下落によって圧迫をうけつつある貿 熟しておらず、したがって後者の意見は政府の統一的見解にまでも熟しえず、また産業界の多数の支持をうるほど 自由党の栗原亮一によって支持されていることによっても了解できるだろう。ただ当時の段階としてはこれらの危 た。とのことはたとえば、後者が三井物産の益田孝のほか紡績業の綿糸輸出関税・綿花輸入関税の撤廃に尽力した 易業就中輸入業者の、 後者の主張はただちに政府官僚=絶対主義の意見のみを代表したものではなかった。主として大蔵官僚によって表 え評価 の説得力をもちえなかったといえるのである。後者を支持したもの自体が、当時の銀価下落の影響を一 者についてのべたことは後者の立場つまり非貨幣的嬖凶を重視した金本位論者についてもいえる。 当時の段階において、 同時に金本位への移行に必要な金基礎の欠如を理由として、 また生産手段 銀価下落の悪影響がなお未成熟であった現実に根拠をもつものといえるであろう。 (機械・原料) 価格騰貴に対する産業資本それ自体の危惧を包含するものであ 現幣制の維持を是認せざるをえなかったこ 時的とはい すなわち、

の点については、のちに、 とのような分裂した見解と動向が次第に金本位制に統一されてゆく過程について検

討を加える際ふれることとし、ここではただつぎの二三の点を指摘するにとどめたい。

落がもっていたことを意味することである。 いえどもその効果をみとめざるをえなかったということは、単に一時的な効果といってすまされない内容を銀価 八九三年にいたるまで、 金銀比価変動の影響を直接的にみるをえない時期をしばらくおくとして、銀紙の聞きが消滅した一八八五年以来 第一に金本位論者は銀価下落の効果を一時的なものにすぎないとしたのであるが、しかし、不換紙幣下において 銀価下落の影響が少くとも、 さしたる弊害を与えず、この段階においてさえ、 **金貨論者** 

騰貴の遅れから生ずる利潤率の上昇といった警費=発展の資本制下における起動動機への刺戟を重視するものであ 本位制の樹立を期待したのである。)ただ彼等は当時にいたる銀価下落のもたらす輸出の増進、 を無視したのではなかった。さらにまた彼等はこれらの効果の氷続を期待したのでもなかった。 するものであったといえよう。したがって、銀価下落起動説は決してこれらの生産力の基礎要因 入等々)の充実そのものも、 ったといえることである。もっとも彼等はそれを排他的に強調したのであるが。 第二に、 金貨論者の指摘する発展の非貨幣的要因=生産力要因 少くともこの段階においては専らわが国自体の輸入能力に、つまりは輸出能力に依存 (学術の応用、運輸交通の発達・輸送費の節約、 物価の漸騰と他面質銀 (それ故に彼等は複 ||発展の物的基礎 機械輸

謬見にもかかわらず、 第三に、それゆえに、複本位論者は、銀価下落の原因ならびに貨幣制度に関する複本位制主張についての周知の 金貨論者の一部をも同調せしめえたのであった。むしろ、 少くとも当時の銀価下落の影響に関するかぎり、 金貨論者よりもはるかに現実性と説得性を その場合、 彼等の中には複本位論の

第九十二卷

三 三 四

たちまち分裂し、解体を促進されることとなるのである。 が大きくなり、 論理的帰結として、 複本位側に賛成するといった逆の論理をたどった者も存在したことであろう。 金本位への移行を是認しうる現実的基盤が拡大するや、 銀価下落を評価し、現行幣制の維持に登成したというよりも、 とれらの複本位論者はのちにのべるように 銀価下落の好影響を評価するが だから銀価下落の否定的 侧 加

八九四年(明治一七)六月十三日時事新報によせられた横浜在留外国人の銀価問題に関する意見書はつぎのようにの さきの複本位論者を中心とする甲結論=銀価下落起動説の全面的肯定をとおして、 第四に、注目すべきは、 との段階において、 幣制改革の要請が、 横浜在留の外国会社・商人によって、 与えられていることである。 皮肉にも

ている。

欧州製産品ノ金貨価格下落シテ幾分カ銀貨価格ノ騰貴ヲ軽メタレトモ、今日ニ於テハ西洋品ヲ輸入シテ其一昨年ヨ 東洋ノ競争者中日本ハ特ニ貨銀廉ニシテ而モ機敏ナル無数ノ労働者ト、 一不幸ニシ |キコト二割五分乃至三割ニ及ヒ、 テ我々ハ今日一層形勢ノ不可ナルヲ愍スルニ至レリ。 夫レ丈ケ東洋ノ競争者ニ利益ヲ与 如何トナレハ去年マテハ銀価 ^ 海外ニ B v ハ 輸出スル火ケ充分ノ石炭アル <del>)</del>-IJ クモ、 , ヲ 以

テ、此好機ニ乗シ大ニ製産業ヲ発達セシ メ遠カラヌ内屈指ノ生産国トナルヘキ 勢アリ。

紡績業ノ発達ハ啻ニ 東洋ハ全ク彼レノ市場ト変スルモ蓋シ遠カラサルヘシ。」(貨幣制度調査会附録、 木棉紡績業へ氷年ノ間英国及印度ヨリ東洋へ輸出スル商品 ノ需要ヲ充スノミナラス、 支那へモ供給セ ノ主要部ヲ占メ、 シト スル勢ニテ、 今モ 集成十二卷五七七頁) 尚現ニ占メツ 若シ為換相場此儘 ツアレ ŀ 存 ÷ ż 日本 ル 膨

彼等は一八九二年すでに鍾数約四○万三千錘に遠した(一八八三年四万錘)紡績業の発展に驚異し、 さらに銀価下

落の結果、 直接競争者なしに益々発達する勢にあること、 輸入品の価格は騰貴し、そのため輸入品の買控えが行われるから輸入品の売れ口が減じ、 またこのことと関連し、輸入商人は打撃はうけるにいたったことを 国内製産品

指摘し、結論としてつぎのようにいう。

相応シテ金貨国へ一時ノ害ヲ与フルノミナラス、永ク之ヲ除クコト能ハサルヘシ。如何トナレハ日本支那ノ紡績業 制ヲ変セント欲セハ須ク速ナラサルヘカラス。一箇月ヲ猶予スレハ一箇月丈ケ、二簡月ナラバ二箇月丈ケ其長短 ルヘケレハナリ。」 ヲシテ基礎ヲ堅メシ 「以上ノ如キ有様ナルカ故ニ、今日ノ儘ニシテ永ク続ク時ハ世界商売ニ恐ルヘキ結果ヲ来スヘシ。 (同上五七七一五七八頁) Ā ル時へ、英国ランカシャーヲ始メトシテ西洋ノ紡績業者ハ手強キ競争ヲ感シ恢復寔ニ困難 M シ テ岩 ジ幣 ナ

所カ英国政府ニ請求センコトヲ希望ニ堪エス。」(同上) 洋貿易ノ信用ト繁栄ヲ恢復スヘキ第一著歩トシテ、 万国貨幣会議ヲ開カシムヘク倫敦 では彼等は如何なる幣制を希望するか。彼等は上の引用文にすぐつづけてつぎのようにのべる。 (ロンドンー引用者) 「松二我

商法会議 八東

いう先進国の立場を一面において反映するものであること。しかもその場合、 国際競争力効果を肯定し、 興味深いことは、彼等がさきの復本位論者の指摘した銀価下落のもつ輸出増進輸入抑制傾向のもたらす生産効果 それゆえに、銀貨国の競争力の強化と産業資本の確立を恐れて幣制改革を希望すると 彼等はなお、 東洋銀貨圏に商権

有し、彼等自体が銀貨の需要者、蓄積者として、 んとして複本位を希望するものとしてあらわれていることである。 銀価の維持に多大の関心を有する商業資本としての視点からいぜ

ここに同じく複本位論者でありながら、 現行幣制の維持を希望し、 銀価下落の効果を可及的に拡大することを期

日本における金本位制の成立(Ⅱ)

三五五 第五号

第九十二卷

五五五

をも見出すことができるのである。 待したわが国復本位論者との決定的な差異が見出されると共に、 他方との段階での本国資本の基本的方向との背馳

(4)ನ್ನಳ 100 (W. A. Shaw, The History of Currency, 1252~1894, 1895, pp. 284-5. 物輸入になやむイギリス農業の利害とともに、この東洋貿易との関連をもった商業資本=所謂東洋貿易派の利害を反映するも イギリス本国における、一八八○年代以後九○年代の初期にかけての複本位論の抬頭は、銀価下落による銀貨国からの農産 明治二六年九月民友社刊参照)。 なお伊藤縹三郎、 銀貨之過去現在未

もってインドの発展をおさえイギリス品の販路を確保し、イギリスの利益を保持するものとしての側面つまり金本 場におけるイギリス商品との代替効果を恐れ、このような傾向を抑制するために、イギリスと同一の幣制をしいて、 輸出增加、輸入抑制、 ギリス的本質を、つまり幣側改革が貿易面においては、イギリスの利害にもとづき、銀価下落下におけるインドの 洋への侵透、同時にわが国の金本位制移行の可能性を感知したのに対し、複本位論者は印度幣制改革のすぐれてイ 位制のもつ後進国への拘束効果をするどく感知していたということである。 金貨論者が印度幣創改革を注視し、その動向の中に来るべき銀価下落の加速化の恐怖と金木位制の国際的潮流の東 最後に第五として、当時における複本位論者の、インド幣制改革の本質に対する評価について、一言しておこう。 物価騰貴を通ずる銀貨国インドの工業化の発展と国際競争力の獲得、それから生ずる東亜市

(5)このことをもっとも明確にのべた複本位論者の代表的著作として、信天淳平『日本貨幣制度論』明治二七年三月 日本貨幣倡度論、 明治二九年二月刊所収)。同畫七五一七六頁參照 (日本経

するものであったとしても、一八九三年の印度における銀貨目由鋳造制の廃止直後において、早くもわが国の複本 このことは銀価下落下における銀貨国の貿易増加傾向という当時の趨勢とわが国自体の先記の現実的基礎 に立脚

位論者によって、インド幣制改革の本質の一面がするどく指摘されていることは注目すべきことであろう。そして この点においても、複本位論者はその現実の把握に関する限り、当時のわが国の位置=現実そのものをむしろより

忠実に反映していたともいえるであろう。

(以下統稿)

第九十二卷 三三七

五.

第五号